

第6章 「普通教育」の創造

はじめに

「まえがき」にも書いたように、リーマン・ショック以降の職業教育やキャリア教育の重視策はこれまでの普通教育偏重観への反映だといえる。その「普通教育」は戦前からほとんど疑問に思われず、今日では誰も疑わない言葉として通用している。このことについて木田由紀が「職業教育への蔑視や不信が社会全体に総じて色濃いがゆえに、『普通教育』が体勢・主流であり尊重されるような教育システムが形づくられて、今日にいたっている」と述べている。このような職業教育蔑視の問題は、「普通教育」の言葉の創造から始まったと考える。

本田の言う普通教育の改革のため、以前から「普通教育」を脱構築する論理として「総合学習」や「ゆとり教育」が追究されながら、「学力低下」の汚名を着せられ、「ゆとり教育」は撤退させられた。「総合学習」の発展も心許ない。ここには日本人特有の「普通教育」観への信奉が何も変わっていないことが示されている。普通教育観が変わらずに職業教育を拡充できるとは思えない。

根元的問題としては「教育」の言葉を国民が誤解したまま妄信していることにある。このことについては第3章等で述べたが、その誤解は、「普通教育」に増幅されて反映されているのである。本章ではその「普通教育」信奉の経過と根源を明らかにしてみよう。

1. 「普通教育」の概念と妄信

「普通教育」の定義は、教育学専門家の説でも曖昧である。「普通教育」としての意義を論理的に解説することが困難な事態を示している。にもかかわらず、「普通教育」への信奉が高いことは、わが国の教育観の未熟さを表していると言える。

学歴社会を反映して、「普通教育」は職業教育よりもランクの高い教育というニュアンスを与えている。そして、「普通教育」論は、教養が全てに勝るといふ教養主義の思想に連なっている。

「教養」の言葉は中国語にはなく、わが国で明治期に創られたことも興味深い。つまり、その「教養」は遡れば貴族の学問であり、知識であったからである。その教養を学ぶため

に教えを受けることが貴族の教育であったからである。

換言すると、職業だけを追究していると教養は備わらないという考えである。何のための教養かが問題であるが、事実として、職業を核として知識も教養も高めている職人、労働者は多数いる。仕事をしながら教養は身に付くのである。職業を修得する過程で人間形成が行われるという教育論としての「職業陶冶論」が古くからある。

ルソーが貴族がいわゆる教養教育を受けていたことを批判した民衆教育とは、『エミール』において主張された職業陶冶論のほずである。つまり、教養を中心にした貴族の教育論を否定した『education négative』は、「消極教育」と訳されて意味不明となったが、元木が指摘するようにそれは貴族の教育を否定した「非教育」であり、職人・民衆の「職業教育」だったのである。

竹内常一は、「教育基本法」のなかでもっとも等閑に付されてきたのが「普通教育」であるとしている。ただ、竹内は戦後の「普通教育」は、戦前の「普通教育」とはちがって、戦前を改革した新たな教育であるという。

この竹内の論に対し、本章は、戦後改革は幻想であったという観点（「働くための学習」参照）から、竹内の言うこれまで等閑に付された明治以来の普通教育の問題の根源を解明しようとするものである。その視点は、どのような経過で「帝国臣民」を教育する言葉と

して「普通教育」が適用されたのかについての経過の解明が最大の課題となる。

さて、「普通教育」を信奉している根源には、「普通」の言葉にも信奉があることが窺われる。「普通」とは何か、が先ず問題となるが、「普通」の語源は明確ではない。『日本国語大辞典』によれば「一一一年頃の『江談抄』に表れている。「現代中国語に『普通』は存在するが、古典漢籍・漢訳仏典には用例が見いだせない。」としている。西周は『百学連環』（一八七〇〜七一頃）にて「學術に二つの性質あり。一は common（普通）一は particular（殊別）是なり。普通とは一理の万事に係はるを云ひ、殊別とは唯だ一事に關するを云ふなり」と述べている。

上のように「普通」は明治初期に頻繁に使われ始めたようである。では『広辞苑』の「普通」の定義を見てみよう。

①ひろく一般に通ずること。②どこにでも見受けるようなものであること。なみ。一般。↓特別。専門。

この定義は改訂版が出る年代によって特に大差はなく、戦前の『辞苑』からも大きな変化はない。このことは、「普通」観念が戦前から有ったことを意味している。

次に、英語との関係を見てみよう。「普通」を『新和英大辞典』（研究社、第5版、二

〇〇六年)に見てみると次のように様々な英語が用いられている。

普通 の (〔普通〕) normal ; regular ; (〔通常〕) ordinary ; common ; usual ; (日常) everyday ; (習俗的) conventional ; (一般) general ; universal ; (中位) medial ; (凡庸) mediocre ; (並) average ; commonplace ; run-of-the-mill

また、「普通」を用いたわが国の言葉を見てみると以下のようになっている(部分選択)。

普通科 a general [regular] course ; 普通会员 an ordinary member ; 普通半級 a regular class ; 普通貸付 a regular [an ordinary] loan ; 普通株 common stock ; an ordinary share ; 普通建築 civil architecture ; 普通鋼 plain steel ; carbon steel ; 普通高等学校 a general [an ordinary, an academic] high school ; 普通小切手 an open check ; 普通車 (列車) an ordinary car ; a second-class car ; 普通席 (特別席に対し) an ordinary seat ; (予約席に対し) an ordinary seat ; an unreserved seat ; 普通葉 a foliage leaf ; 普通預金 ordinary deposit ; 普通列車 a slow [local] train.

上のように「普通」に該当する英語は様々用いられ、英語では異なる言葉に対し日本人

が如何に「普通」の言葉を多用しているかが分かる。日本人は「普通」に安心感を得ているのである。このように、「普通」の用語は感覚的であるため、日本語の同じ言葉であっても辞書が異なれば英語の訳が異なる場合がある。

つまり、わが国の「普通」の概念は定まった言葉ではないといえる。その中の一つが「普通教育」であり、従って「普通教育」に定まった定義が有るようには思えない。

「普通科」には全く異なった使用例もある。それは陸上自衛隊が使用している「普通科」である。この名称は先の学科の意味ではなく、旧陸軍の「歩兵科」に相当する新入隊員が所属する部隊の名称である。このように「普通」は多様な概念を表す言葉である。

それでは、「広辞苑」における「普通教育」の定義の変遷を次にみてみよう。

『広辞苑』(初版、昭和30年)

人種・信条・社会的地位・性別・能力などによって差別を付けることなく、すべての青少年に對して、人間として、また一市民として、一般に必要な教養をあたえる教育。近代国家では初等普通教育(小学校義務制)、中等普通教育(中学校義務制)、高等普通教育(高等学校)のこと。くいう。↳専門教育

〔第6版、二〇〇八年〕

職業にかかわらず一般共通に必要な知識を与え教養を育てる教育。現在のわが国の学校制度

では、初等普通教育（小学校）・中等普通教育（中学校）・高等普通教育（高等学校）の三段階。
↳ 専門教育。

途中の版を省略したが、注目すべきは、第4版以降は冒頭に「職業にかかわりなく」とし、その類似概念の言葉としては最後に「専門教育」を掲げていることである。このことは、後に述べる明治初期の「普通教育」の解説とも合致している。また、普通教育が初等教育と中等教育であり、高等教育が専門教育であることを前提とした、教育段階を意識した定義になっている。つまり、一般国民や教育関係者が意識する「職業教育」に対置する「普通教育」ではないことを意味している。

このように、多様な意図を孕んでいた「普通」に「教育」が付加された「普通教育」という言葉は相乗的にその概念が拡散することは必然であろう。

では、和英辞典でこのことを見てもみよう。例えば『新和英大辞典』（研究社）は「普通教育」を次のように定義している。

general education: [初等] elementary [初級] primary education.

しかし、この定義はわが国で統一的不是ではない。『和英中事典』（旺文社、一九八八年）

と『プログレッシブ和英中辞典』（小学館、二〇〇二年）の“general education”を除けば、『和英対訳大辞典』（日本アソシエーツ、二〇〇五年）は“common education, general education, universal education”であり、『和英辞典』（講談社、一九八二年）、「グラント新コンサイス和英辞典」（三省堂）、「エッセンシャル和英辞典」（旺文社、一九八七年）、「ヴァカリースタンダード和英辞典」（上智学院、一九九〇年）、「竹原和英大辞典」（名著普及会、一九八三年）ではいずれも“common education”である。このように「普通教育」の英訳は明確ではない。

ところで、重要なことは主要な英英辞典には“common education”も“general education”も“universal education”も無いことである。「日本国憲法」の「普通教育」の公式英訳である“ordinary education”もない。つまり、わが国の「普通教育」の用語を英語では一般に用いていないことを示しており、ここにわが国の特殊性が認められる。和英辞典や英和辞典は日本人が編集した辞典であり、すでに明治以降の日本人的な感覚によって辞典が編集されているといえるのである。

ただ、McGraw-Hill Inc. の “dictionary of education” では “general education” を次のように定義している。日本語に訳すとニュアンスが変わるので原文を読んで貰いたい。

- (1) those phases of learning which should be the common experience of all men and women.
(2) education gained through dealing with the personal and social problems with which all are confronted; purposes and programs of general education may be described with reference to three different and in some respects opposing philosophical foundations: (a) rationalism, (b) neohumanism, and (c) naturalism or instrumentalism.

上のように、「general education」はわが国の「普通教育」の概念とは異なるといえる。それは、知識のみを対象としているのではなく、経験「experience」を共通に学ぶことが第一の課題なのであり、その目的は「哲学の基礎」として学ぶことが強調されていることである。「経験の学習」が「general education」の重要な意義なのである。決して押し付ける知識の「教育」ではないのである。

上の辞書は「general education」を掲載しているが、しかしながら「common education」も「ordinary education」も掲載していないことを注目しておかねばならない。

このような「普通教育」が戦後にも用いられてきた経過には明治期の特殊な事情が有ったと思われる。以下では、「普通教育」の歴史を遡ってその問題を解明したい。

2. 「日本国憲法」における「普通教育」の利用

今日、「普通教育」に疑問が生じなくなった最大の理由は、「日本国憲法」に「普通教育」が規定されたためであろう。「日本国憲法」は次のように規定している。

第二十六條 すべて國民は、法律の定めるところにより、その能力に應じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

すべて國民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

ところで、戦前の「大日本帝国憲法」には教育に関する規定はなく、教育は政府の専決として勅令により実施されていた。戦後の「民主的な憲法」に規定されれば、國民はこれを信奉するのは自然であろう。では、明治憲法になかったこのような教育の条項は如何にして規定されたのであろうか。

「日本国憲法」はマッカーサー草案を参考にして制定されたことは周知の事である。そこでマッカーサー草案を見よう。マッカーサー草案における「教育」に関する条文案は、Article XXIV の第2項にある次のような短い文である。

Free, universal and compulsory education shall be established.

このようなマッカーサー草案を参考にして「日本国憲法」が制定された。「教育を受ける権利」や「普通教育」が日本的な教育観により規定された事は明白であるといえよう。ちなみに、この「日本国憲法」の公式英訳における「普通教育」は“ordinary education”である。

ところで、「日本国憲法」における「普通教育」と「義務教育」の用語の原案は「初等教育」だった。つまり、政府の「憲法改正草案」は「初等教育を受けさせる義務を負ふ。」という文であった。これは明らかにマッカーサー草案を前提とすれば国の義務を明言した意味である。また、後に国際規程で紹介するように、近代国家では初等教育は国が国民に施すべき当然の施策（義務）である。その「初等教育」が「普通教育」に訂正されたのであるが、このいきさつは以下の通りである。

それは憲法改正審議の秘密会である昭和21年8月1日の衆議院帝国憲法改正案委員小委員会において議論される。先ず芦田委員長が「『すべて國民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に教育を受けさせる義務を負ふ』、此處を普通教育と言つてはどうか、普通教育と言ふと中等教育を含むやうな意味に今までは解されて居るのだが、それは併し法律で以て保護者が負ふべき義務の範囲を決めるのだから、一應其の程度の文字では

どうだらうか」と提起する。

これに従い、林（平）委員の発言に対する佐藤（達）政府委員の説明を受け、芦田委員長が「では二十四條の第二項の方は『普通教育』と云ふことに改めますから、『普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする』、という事で簡単に決定するのである。

周知のように、義務教育は戦後に中学校までに拡大された。なぜ、義務教育を中学校までに拡大すると「普通教育」となったのかについての質疑であった。その「初等教育」の「普通教育」への訂正は、上のように芦田委員長による提案から始まった。その提案に概念的な質問が出されるが異論は無く、上のような簡単な質疑で委員会での議論を終え衆議院に上げられた。

衆議院の本会議でも異論は無く、貴族院へ送られた。貴族院では佐々木惣一委員の概念規定の要望、川村委員の普通教育の範囲の質問に対し、田中文字部大臣の回答は、衆議院での「初等教育」を「普通教育」と訂正した国会審議の経過は、青年学校を改革した中学校までを義務制にしたため、「初等教育」では文章の整合性が持てないために「普通教育」とした、という説明である。上の議論で違和感を感じるのは、中等教育を普通教育のみとする理解である。戦前には中等教育として職業教育があったことは明らかである。この疑

問が何故出なかったのだろうか。

いずれにしろ、文部大臣の説明を受け、委員会では政府の改正案が承認され、貴族院の本会議でも異論は出なかったのである。このように、戦前に「普通教育」を用いていたからと言う極めて安易な発想で「初等教育」は「普通教育」に訂正され、佐々木の疑問は全く解消されなかった。換言すれば、戦後の教育、「普通教育」が戦前の教育観を乗り越えることなく規定されたといえるのである。竹内がいう、「明治以来の義務教育学校のシステムを引きついだ」という意味は以上のようなことであった。

そして「日本国憲法」の「普通教育」の規定を受けて旧「教育基本法」は次のように規定した。

第4条 国民は、その保護する子女に、九年の普通教育を受けさせる義務を負う。

2 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料は、これを徴取しない。

また、二〇〇六（平成18）年に改正された「教育基本法」は次のように規定した。

第5条 国民は、その保護する子女に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせ

る義務を負う。

2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。

「教育基本法」では義務教育としての普通教育が明記されている。この法には「普通教育」の概念が明記されていず義務教育問題が拡散する事は必然である。この「普通教育」の問題は新・旧の「教育基本法」においても同様な規定である。

そして「教育基本法」を受けて「学校教育法」では小学校の「普通教育」のみならず、中学校では「中等普通教育」とし、高等学校では「高等普通教育及び専門教育」と三種の「普通教育」を規定している。特に、高等普通教育は専門教育と対比していることを見ると、これは「日本国憲法」の普通教育とは異なった意味を持たれているといえる。つまり、義務教育段階での「普通教育」と高等学校段階における「普通教育」があることになり、それらが概念の説明もなく同じ法律に同じ用語で規定されているのである。これでは「普通教育」とは何か、分からなくなるのは当然である。

この「高等普通教育」が普通高等学校の根拠であるが、ここには重要な問題があったと

いえよう。それは、「普通教育」が進学教育に有利だという観念を国民に定着させることになるからである。

これに対し、今日の教育関係法に「職業教育」の用語は使用されていないという特色がある。「普通教育」は「職業教育」の対置概念としての認識が広く国民に定着しているのみでなく、最初に紹介したように教育学研究者もそのように認識しているにもかかわらず、「普通教育」への一般的な理解と法令における規定とが乖離していることを示している。それまでの「職業高校」の呼称を「専門高校」と正式に呼ぶようになったのも法律に基づくことが想定されるが、その結果、高校段階におけるますます職業教育は国民から離反することになることは明らかである。その反動として、「普通教育」への信奉はますます強まっていると言えるのではなからうか。

3. 国際的規程に無い「普通教育」

それでは、国際的な規程ではどのように規定しているだろうか。まず、「世界人権宣言」における「Education」の条文は次のようになっている。

Article 26 1 Everyone has the right to education. Education shall be free, at least in the

elementary and fundamental stages. Elementary education shall be compulsory.

このように「義務教育」に相当する箇所に「普通教育」に該当する用語はない。つまり、初等教育は国の義務であることが規定されているだけである。このように、「世界人権宣言」においては「普通教育」と訳せる用語は使用されていない。

また、「世界人権宣言」の文化的条項をより詳しく宣言した「経済的・社会的・文化的権利に関する国際規約」(社会権規約)の教育条項は次のように規定している。

Article 13 (a) Primary education shall be compulsory and available free to all;

“社会権規約”においても「普通教育」と訳すべき言葉はない。このように、国際的規程には「普通教育」は無いといえる。

これらのように、初等教育のみでなく中等教育段階においても「普通教育」の観念は国際規程になく、それは極めて日本的なことが分かるのである。留学生が「普通教育」の概念が分からない、と述べたことがあるが、それは「普通教育」の用語が国際的に使用されていないためであったといえる。

では、わが国独特の「普通教育」はどのように受け継がれて来たのであろうか。

4. 「普通教育」普及の背景と性格

第二章に見たわが国の今日の「学校教育法」に相当する最初の「学制」（明治5年）は次のように規定していた。

第二十一条 小学校ハ教育ノ初級ニシテ人民一般必ス学ハスンハアルヘカラスモノトス

第二十九章 中学ハ小学ヲ経タル生徒ニ普通ノ学科ヲ教ル所ナリ分テ上下二等トス二等ノ外工業学校商業学校通弁学校農業学校諸民学校アリ

「学制」は上のように規定し、小学校の部での義務就学を強調していたが、それは「初級」とする意味でありその内容を「普通」等の言葉により規定していなかった。また、中学の部の規定では「普通ノ学科」があるが、中学は義務就学でもなかったこと、そして職業関連学校の学科を「普通ノ学科」の「外」にした観念であった。このようなことから「学制」の「普通ノ学科」は今日一般に理解されている「普通教育」の概念に似ているといえよう。

その「普通教育」の用語を本格的に法令に用いたのは、「学制」を廃止して1879（明治

12）年に公布した次のような「教育令」である。

第三条 小学校ハ普通ノ教育ヲ児童ニ授クル所ニシテ其学科ヲ読書習字算術地理歴史修身等ノ

初歩トス（以下略）

第四条 中学校ハ高等ナル普通学科ヲ授クル所トス

第十四条 凡児童学齡間少クトモ一六箇月ハ普通教育ヲ受クヘシ

第十七条 学校ニ入ラスト雖モ別ニ普通教育ヲ受クルノ途アルモノハ就学ト做スヘシ

「学制」と「教育令」においては「普通」の位置づけに差異が有ることが分かる。すなわち、「学制」においては中学校の段階に用いていたに過ぎないが、「教育令」においては小学校に「普通ノ教育」という用語で用いたのである。職業教育を実施しない小学校、義務教育段階での「普通教育」とは何を意味しているのであろうか。

第4条の「中学校ハ高等ナル普通学科ヲ授クル所トス」という規定は、「普通教育」のレベルを表しており、「高等ナル普通学科」が、職業に関係しないことは小学校の「普通ノ教育」の内容から推測して明らかである。この規定が「普通教育」は進学のためであるという論理を後に次第に形成する役割を果たしたものと推測される。

この「教育令」の一八八五（明治18）年の二度目の改正令を近年では「強制教育令」と呼

ぶように、「教育」観が徹底された。この時、「普通ノ教育」、「普通学科」が臣民に浸透したといえる。このような「普通教育」をどのように指導するかが重要な課題となり、以後「普通教育」をシリーズ名にした教育学書（全46巻）が発行されたことがそのことを物語っている。今日的な「普通教育」の言葉が国民に定着したのはこの頃以降だといえる。

上記シリーズの1冊である『教育学』は、今日で言えば通常の「教育学概論」書であり、「普通」の言葉を「教育」に冠して使用することがこの時代以降に一般的となったと言える。また、この中に第4『農業及農学』、第17『手工科』があるように、この頃の「普通教育」概念は未だ今日の進学準備の主要教科のみを意味していなかった。

2年後には「普通教育全書」シリーズも発行されたが、これも同様に、今日的な意味での「普通教育」を追究した内容ではなく、「教育学全書」のような内容である。

なお、正岡子規は『病床六尺』の中で、「常識を養ふには普通教育よりほかに方法はない。」等の「普通教育」の役割を述べているが、同書は一九〇二（明治35）年5月5日から起稿しており、当時はすでに「普通教育」が一般化した後であり、子規の「普通教育」論が社会に影響を与えたとはいえないだろう。

以上のように、「普通教育」の用語は、「学制」公布以降、「教育令」の制定までに政府内に定着した事が推測される。『教育学大辞典』が普通教育の歴史を「教育令」から始め

ていることは歴史的分析の不足といえよう。ただ、進学のための「普通教育」という意味であれば間違いではないといえよう。

5. 『理事功程』での初出と『米欧回覧実記』による普及

それでは、その「普通教育」という言葉はどのようにしてわが国で使用されるようになったのであろうか。その「普通教育」の創出と定着過程を明らかにしてみよう。「普通教育」の用語がわが国で使用され始める過程の各種文書と関係事項を整理して見ると以下のようになる。

「普通教育」の用語を知識人が目にしたのは『米欧回覧実記』によってであろう。『回覧実記』は一八七二（明治4）年から一八七三（明治6）年にわたる欧米使節団の報告書である。同書の刊行は一八七八（明治11）年であり、それは先に紹介した「教育令」が公布される前年であった。『回覧実記』は好評により度々増刷されている。『回覧実記』の中で「普通教育」の概念を明確に想起した記述としては第1編「解説」にある次の文である。

米國ノ紳士ミナ熱心ニ宗教ヲ信ジ、盛ソニ小学ヲ興シ、高尚ノ学ヲ後ニシテ、普通ノ教育ヲ務ム

上のように、「普通ノ教育」は「高尚ノ学」の基本的な教育を意味していることは明らかである。それでは「普通ノ教育」とはどのような意味であったのだろうか。当然ながら、視察団は様々な学校を訪問し、欧米の教育事情から様々な知見を得ている。その学校としては各種の職業学校も含まれ、計11校を訪問している。

ところで、『回覧実記』の作製に関しては事前に刊行されている『理事功程』が参考にされている。当然ながら、既に指摘されているように、両者の大要は類似している。

欧米視察には田中不二麻呂が文部理事官として責任者となり参加する。田中は一八七四（明治7）年に文部大輔となり、一八七九（明治12）年の「教育令」を建白し、明治の教育を指導した人物である。

岩倉使節団は帰国後より『回覧実記』の作製を開始するが、各省の理事は視察の素描として帰国報告である『理事功程』を省別に先ず上申した。『理事功程』は政府部内で注目されたことが推測される。文部省の『回覧実記』を作製する過程で、現地での見聞として学校教育の実情も補足され、「普通教育」も参考にされたことが窺われる。

文部大丞田中不二麻呂は教育関係をまとめ、文部省は一八七三（明治6）年にこれを公刊する。その田中の記した『理事功程』には次のように記されている。

『理事功程』卷之一合衆国教育略記

合衆国教育ハク國中一般ニ行ハル、一定ノ通法ナシ学費取立学校設備ヨリ学事職制等ニ至リ各州其
自定スルニ任ス故ニ各州ノ政府ハ普通教育ヲ以テ民政ノ一大事務トナシ毎年議事局ニ於テ学費ヲ支
給スベキ地方ノ税額ヲ議定シク当今教育ノ実形ヲ概見スルニ各州其法制ニ至テハ大同小異アリト雖
モ其旨ヲ要スルニ合衆国体ハ人民ノ意ニ從テ政ヲナス者ナレハ務テ國民ノ知識ヲ開導シテ高尚ニ趣
カシムルコソ益其国体ヲ堅フスルノ基ト云フニ外ナラス蓋シ学法ヲ設ルノ意タル蔽ヲ以テ迫ランヨ
リハ寧ロ寛ニシテ各自ヲ奮起セシムルニ如カスト故ニ麻沙朱色（マサチュセツト）一州ヲ除ケハ歐
羅巴各国ノ如ク父兄タル者ヲシテ必ス其子弟ヲ学校ニ出スヘク督促スル蔽法ヲ用ヒスト雖モ人々亦
不学ニシテ人ノ下ニ居ルヲ恥テ敢テ自ラ怠ラス是乃チ合衆国一種ノ習俗ニシテ実ニ民心ヲ以テ学法
トスル者ナリ試ミニ見ヨ如何ナル下賤ノ民ト雖モ筆読算ヲ能クセザル者其数甚クナルヲ但シ麻沙朱
色ニ於テハ七歳ヨリ十六歳マデノ童児アリテ若シ学校ニ出サ、レハ其父母ヨリ二十弗ヲ越エザル罰
金ヲ取メシムル事千八百六十三年以来ノ法ナリク

上のように、「普通教育」が明記されたが、この用語がわが国での初出であると推測される。文部省編の『理事功程』が政府内で閲覧され、「普通教育」が次第に政府部内に公認されたであろう。『理事功程』の講読が進む下で欧米の学校に関する実情が認識され、

欧米調査に基づく政府内での議論がなされたことが推測できる。

欧米視察に先立ち、田中不二麻呂文部大丞は次のような「調査予定項目」を明治4年に上申した。

世界牽連ノ旺ナル文化ノ治キ列国規制各異同アルベシト雖ドモ、教育ノ法ヲ設ケ人心固有ノ良能ヲ発達シ知識ヲ増益スルニアルノミ。苟モ闔州ノ民ヲ駆テ訓誨率令駁々歩ヲ進メ、開明ノ域ニ躋ラシメント欲スルモノ、其規制ノ善美ヲ攻竅シ精ヲ求メ、之ガ宜ヲ得ザルベケンヤ。是ヲ以米利堅、李滯生、其余英吉利、法朗西、荷蘭、魯西亞等最善美ナルモノニ就キ、目今行ハル、景況何如ヲ顧ミ、彼我良否相距ルノ遠キ教育ノ素アルヲ察シ、遍ク利弊ヲ調悉シ、他日実験ニ従事センヲ要ス。今其講究スベキ目的ヲ掲ゲ、之ヲ左ニ開列ス。

教育事務局諸規律之事（以下31項目の教育関連調査項目を掲げるが略す。）

上の上申書のように、田中は「教育」を明記している。田中の上申書は極めて論理的に記述されているが、「学制」の公布も未だで、わが国で教育制度が整備されていなかった明治4年としては田中の知識だけでは上の「調査予定項目」を記すのは困難だったのではなからうか。つまり、何か参考とする資料があったことが推測される。

ところで、米欧使節組であり、守旧派（保守派）であった田中の「教育」は、残留組であり開明派（進歩派）であった大隈重信が「国民教育」を用いた次に紹介すると類似しているのである。

それは、大隈が一八七二（明治4）年に閣議に提案した欧米見聞の必要性を説く「事由書」である。この「事由書」の発議の時期は明確でないが、廃藩置県後の8月頃とされている。大隈はその2年前の一八六九（明治2）年にフルベッキから欧米視察の必要性につき献策を受けていたが、未だ攘夷思想が跋扈しており時期尚早として封印していたのを条約改定掛参議となったのを期に、時機到来として提出したのであろう。その中に、教育に関わる次の提言がある。

第三課、各国教育ノ諸規則、乃チ国民教育ノ方法、官民ノ学校取建方、費用集合ノ法、諸学科ノ順序、規則及等級ヲ与フル免状ノ式等ヲ研究シ、官民学校、貿易学校、諸芸術学校、病院、育幼院等ノ体裁、現ニ行ハルル景況トヲ親見シ、之ヲ我国ニ採用シテ、施設スベキ方法ヲ目的トスベシ。

上の「事由書」では「国民教育」が用いられている。この「国民教育」という用語は開明的な用語であることから極めて注目されるものである。

大隈はフルベッキにも師事し、フルベッキの開明的影響を受けていたであろう。大隈とフルベッキとの関係は木村力雄の研究に詳しい。大隈は開明的な視野で幕末から世界を見ていたので、上の提言は自然であつたろう。しかし、この大隈の「事由書」もまた極めて整然としている。これも次に紹介するフルベッキの「ブリーフ・スケッチ」と極めて類似した文の構造をしている事が注目されるのである。

つまり、大隈は「国民教育」としているが、その「国民教育」にはそれまでの藩校における武士の教育と、寺子屋における庶民の学習とを統合するイメージが読み取れる。その模範となつた文書は何であろうか。

6. 始まりはフルベッキの“popular education”

フルベッキはキリスト教布教のために一八五九（安政6）年に来日したが、布教の一環として英語塾も開いた。彼の才能は日本の各藩から認められ、フルベッキが他藩からの招聘を受けている事を知つた大隈重信は、一八六七（慶應3）年に佐賀藩への引き留め策を図っていることから、両者は親密であつたことが分かる。大隈の他にフルベッキに学んだ者は江藤新平、大久保利通、後藤象二郎、小松帯刀、西郷隆盛、横井小楠等の維新の志士達が並んでいた。

明治2年、大隈はフルベッキより欧米視察を提言したブリーフ・スケッチを受け取っていたが、未だ攘夷思想が跋扈しており時期尚早として封印した。その後、明治5年に岩倉具視を団長とする遣欧使節団が結成された。政府の御雇外国人（顧問官）となつていたフルベッキは岩倉具視の求めに応じ、再度ブリーフ・スケッチを岩倉に提出した。教育に関連した部分は以下の通りである（訳文は梅溪昇）。

C 各国の国立および高等学校の各種制度、普通教育に関する法律、公立学校を設置し援助する方法、学校規則と学習、部門、試験および学位免状に関する調査を三名の役人と一名の書記に委任すること。この任務を有する役人は、大学、公立・私立学校、また工芸学校・商業学校などの特殊学校を訪問し、十分に見学をしなければならないこと。

上の「普通教育」の訳語が問題であるが、この訳の紹介（『刊行』は一九七二（昭和46）年であり、既に「普通教育」に誰も疑問を持たなくなった現代である。するとこの「普通教育」の原語を調べる必要がある。

そこで、フルベッキの原文をみると、梅溪の「普通教育」は明らかに“popular education”である。この“popular education”は“general education”でも“common education”でもな

い。それは「民衆教育」という明確な意味が読み取れる。

ところで、廃藩置県は一八七二（明治4）年であり、「学制」が実施されるまでは民衆が学習する施設は各藩が運営する郷学と私営の寺子屋であった。第2章でみたように、寺子屋等が庶民の学習施設として、明治5年の学校が設立されるまで機能していたのである。つまり、庶民の学習施設は主として寺子屋であった。したがって、寺子屋こそが“popular education”の施設であったのである。

このように、当時は“popular education”の訳は「普通教育」とは意識されていなかったはずである。つまり、「学校教育」＝「普通教育」の意識化は、欧米視察報告の『回覧実記』公刊以降だといえよう。

ここで余談だが、フルベッキのわが国の教育制度への貢献を整理すると、わが国には結果的に二つの側面として現れたといえる。その一つは、「学問」のための学校という極めて民主的な「学制」の制定を直接的に支援した事であり、二つには、フルベッキが献策した欧米視察の結果として、「普通教育」観念を視察団が創作した事であった。つまり、「学問」のための「学制」の実施と、それを忌避する事になった「教育令」の公布に連なる「普通教育」観の創出を、導いた事である。

ちなみに、ブリーフ・スケッチには梅溪昇が次のように「国民」と訳した箇所がある。

「宗教的寛容」とは、政府が西欧の宗教を公然と承認し、かつそれを広く国民に推奨する必要があることだと、漠然と考えている人達がいる。

上の訳文を原文と対比すると「国民」とは“people”であることが分かる。

梅溪が「国民」と訳したこの“people”を田中彰は「人民」と訳している。上のように「国民」、「人民」の原語は“people”であった。“people”と“popular”の語源はいずれもラテン語の“populus”（国民、人々）であり、このことから“popular”を「普通」と訳す事は基本的小おかしいと言えよう。

では、フルベッキが記した“popular”とはどのような概念であったか、が問題となる。当時は“popular”がどのように理解されていたのであろうか。

英語の言葉も時代とともに概念が変化するが、それでは、明治の開国前後の“popular”はどのような概念であったのだろうか。フルベッキは一八六〇（安政7）年に来日しているが、フルベッキが用いていた“popular”の概念を推測するために当時の辞書を繙いてみよう。フルベッキが来日する前年の一八五九年に発行されたウェブスターは“popular”を次のように定義している（例示を省く）。

1. 一般民衆に関連して、民衆の声(世論)、(全有権者による)普通選挙のように使う。
2. 一般の人に合わせて、よく知られている、理解しやすい、批判的でも難しくもなく。
3. 評判がよい…民衆の支持を受けている、一般に人々に受ける…次のように、人望のある統治者、人望のある伝道者、人望のある牧師、評判の良い説教、評判の良い行政。
4. 野心的な…民衆の支持を得るのに気を配る。
5. 民衆の間に広くゆき渡って(流行して)いる…広く普及している…罹る人の多い病気のように。
注「popular」という語は、少なくとも米國では、「vulgar」という語と同意語ではない。後者は下層階級の人々に使用される、無学な(教養のない)そして粗野な(不作法な)…前者は全ての階級、または少なくとも教育を受けた(教養のある)国民(市民)の大部分を含む、大多数の人々に使用される。

右のように「popular」の定義は今日と大差は無いといえる。「popular」は「education」を結合した意味は「普通教育」よりも「民衆教育」、「市民教育」あるいは「国民教育」の意味を表しているといえよう。特に、最後に注として、「well educated citizens」と関連付けて解説している事が注目される。なお、同辞典には「common education」と「general education」も慣用句としての標記はない。

ちなみに、フルベッキも編集に係わった『薩摩辞書』の定義は下記の通りである。
 「popular」 ガジシ 民ノ。民ヲ懐クル。民ニ愛サレタル。合 ガデン 點ナシ易キ。平 ヤズ 平。イシヨク ベイシヨク 生ノ。

このように「popular」は「民衆」と解して良い。これは今日も大差ない。つまり、フルベッキが建議した「ブリーフ・スケッチ」の「popular education」には欧米の職業学校の実情から民衆が営む職業的素養が含まれてははずである。しかし、「popular education」が「普通教育」と解されたことにより、職業観念が入らなくなり、今日的な「職業教育」との対置概念の言葉になったものといえる。

以上の経過から生じる最後の疑問は、それではわが国でどうして「普通教育」という言葉が『理事功程』に使用されたか、ということである。このことは、文部省の『理事功程』が他の省のそれに比べ完成度が極めて高かったことに関連する。その理由は、既にアメリカに滞在していた新島襄の支援によることと関わっている。

新島は密出国の故に罪人の身であったが、欧米での経験と知見の活用のため、駐米少弁務使として赴任していた森有禮から使節団に対するアメリカの教育システムについて報告するように要請を受けた。この作業は使節団の田中不二麻呂に引き継がれたが、急速、新島は「日本の普通教育」に関する論文を書くように変更を指示されたという。

『理事功程』の中の「合衆国教育略記」等は新島の筆によるものといわれている。新島は視察団が最初に見聞した内容を報告するために、現地で記録を認めた。このなかで用いた「普通教育」を新島はどのように解していたのであろうか。

新島は“universal education”の用語を数カ所の文中に使用しているが、世話になったハーディ夫妻に対する3月28日の手紙で、“national education”と並列に使用していたことが注目される。このように、彼らの関心が「国民教育」に有ったということが窺われるのである。それは彼らの“true education”であり、“the education of Soul”であったといえる。

また、新島は4月30日にハーディ夫妻に書いた手紙で“normal school”という言葉を用いているが、これは新島の“universal education”を推測する資料となる。つまり、新島のいう“universal education”は、今日的な「普通教育」概念とは断定できない、ということである。これは当時のウェブスター辞書に“universal education”が無いこともあるが、“universal”の当時の定義は、教育の範囲や部分を示す「普通」よりも、全体を意味しているといえよう。つまり、初等学校における教育内容のことを指していたのではなからうか。

その理由として、上の3月28日の手紙の前3月19日に、「田中と国民教育について三時間ばかり話し合う。新島はここで、近代国家なり、市民であるためには、単に知性があるのみではなく、道徳上の主義がなければならぬこと、キリスト教こそが民を治め、国を

高める最良の道である」と語る」と書き残しているからである。このことから、“universal education”の概念は米国の当時の状況を反映した言葉といえる。

田中が『理事功程』を上梓するに当たり、新島と田中との議論の過程で、新島の言う“universal education”にアメリカの学校の実情である庶民の教育に「普通教育」を当てるようになったのではなからうか。新たな日本の実情に併せて解釈して「普通教育」の言葉を当てはめることが次第にお互いに合意されてきたのではないか。そして、『理事功程』に「普通教育」と記したことが『回覧実記』にも転記され、これが流布して今日に至ったといえよう。

ところで、田中と新島は「民衆教育」を何故使用しなかったのであろうか。その理由には三つの問題があったからである。第一に、明治の学校は庶民の学習施設である寺子屋を発展させた施設ではなく、庶民だけを対象にしていなかったため、「民衆教育」という言葉は適切ではなかったからである。つまり、アメリカにはいない土族や貴族と庶民をも四民平等に入学を認めたのがわが国の学校だったからである。

第二に、その学校は実質的にもアメリカ等の職業的教育を含めた“popular education”を行う事は出来なかったからである。つまり、職業教育には財源が膨大にかかる。江戸幕府より困窮していた明治政府は、職業教育を施策できなかった。当面の目標である人材の給

源として、いわゆる「普通教育」のみによる教育を行った。そのため、「popular education」を表す言葉を選ばなかったことが推測されるのである。

第三に、その語源である“people”や“popular”の語を明治期の法令においては避けていたことである。欧米の“people”や“popular”に相当する言葉の訳を日本の法令に用いることが避けられたからである。例えば、一九二八（昭和三）年八月にパリで締結された「戦争放棄二関スル條約」（不戦条約）の第1条にある“in the names of their respective peoples”（人民ノ名ニ於テ）は「国体の本義に悖る」として条約を締結した内田全権顧問官は辞職に追い込まれた。更に内閣改造問題にも及び、1年後に「帝国憲法ノ條章ヨリ觀テ日本國ニ限り適用ナキモノト了解スルコトヲ宣言ス」として同条約を批准したのである。この立場から、「popular education」を曖昧な「普通教育」に置き換えたことが推測される。

おわりに

「普通」とは不思議な言葉である。人びとは「普通」を求め、「普通」に安堵する。その「普通」の言葉に対する位置づけも年齢段階で異なると言うことを二〇一〇年四月22日のNHKテレビ「みんなでニホンGO!」が紹介していた。

しかし、年齢に関係なく「教育」に用いた「普通教育」を日本人は信奉している。この「普通教育」には日本的な解釈が盛り込まれていたことが分かった。今日の日本人は「普通教育」の言葉を妄信し、結果として職業教育、特に職業訓練を疎んできたのである。「普通教育」への正しい再評価がなされなければ「キャリア教育」（これに賛同しているのではない）や職業教育への再認識は覚束ないといえよう。

以上に明らかにした歴史的経過から見ると、憲法における義務教育について「普通教育」と規定していることが問題であることがわかる。また、義務教育後の段階で職業教育と対比して使う場合にしても、今日のような大半の国民が労働し、生活の糧を得なければならぬ時代にはそのような区別すべき概念が必要とはいえないだろう。

ところで、明治のわが国教育の参考として学んだドイツ（プロイセン）における教育と教育学を誤解していたことが今日の問題の根底に有るといえる。それは、当時のドイツ教育学の主流であったフンボルトの「一般陶冶」概念の誤解である。フンボルトの理論は佐々木英一氏によると、職業教育を否定するものではなく、人間形成を意図していたということである。この教育学的な問題の克服は今日の教育改革、普通教育の再検討にとっても極めて重要な課題である。

「普通教育」の再検討は、今日企図されている「キャリア教育」や大学での職業教育の振興を正しく進めるためにも緊要であるといえよう。

(第6章参考文献)

- ・田中萬年・村瀬勉「用語『普通教育』の生成と問題」、『職業能力開発総合大学校紀要第39号B』、二〇一〇年3月。
- ・村瀬勉・田中萬年「米歐回覽実記」教育関連項目集成、『職業能力開発総合大学校紀要』第37号B、二〇〇八年3月。
- ・本田由紀「教育の職業的意義」、ちくま新書、二〇〇九年。
- ・ルソー著・今野一雄訳『エミール』一七六二年初版V(上)』岩波文庫、一九六二年版。
- ・竹内常一・高生研編『総合学習と学校づくり』、青木書店、二〇〇一年。
- ・元木健・田中萬年編著『非「教育」の論理―働くための学習』の課題』、明石書店、二〇〇九年。
- ・竹内常一「『教育の目的』と『普通教育』」、國學院大学教育学研究室紀要第37号、二〇〇二年。
- ・『特命全權大使米歐回覽実記』(全5巻)、岩波文庫、一九七七年。本章では『回覽実記』と略す。
- ・尾形裕康『学制実施経緯の研究』、校倉書房、一九六三年。
- ・木村力雄「『学制』に関する一考察」、職業訓練大学校調査研究報告書第13号、昭和43年。
- ・梅溪昇「お雇い外国人⑩政治・法制」、鹿島研究所出版会、昭和46年。
- ・尾形裕康『学制成立史の研究』、校倉書房、昭和48年。
- ・小林哲也解説・文部省編『理事功程』、臨川書店、昭和49年。
- ・大久保利謙編著『岩倉使節の研究』、宗高書房、昭和51年。
- ・木村力雄『異文化遍歴者 森有礼』、福村出版、一九八六年。
- ・田中彰『『黒船』来航から岩倉使節団へ』、『日本近代思想体系1「開国」』、岩波書店、一九九一年。
- ・『普通教育』全46巻、金港堂、明治22～24年。「普通教育全書」全14巻、博文館、明治25～27年。
- ・田中不二磨呂『理事功程』、明治5年。
- ・村瀬寿代『新訳考証 日本のフルベッキ』、洋学堂書店、平成15年。
- ・高橋新吉・前田献吉・前田正名編『改正増補和訳英語辞書』、明治2年。
- ・田中不二磨呂「教育瑣談」、大隈重信編『開国五十年史』(明治40年)。
- ・大久保利謙編『近代日本教育資料叢書人物篇一』、『森有礼全集第三巻』宣文堂書店、

昭和47年。

・新島襄編集委員会編『新島襄全集6』、同朋舎、一九八五年。

・阿部正敏『新島襄のアメリカ滞在録』、大学教育出版、二〇〇七年。

・佐々木英一「ドイツ教育学における一般陶冶と職業陶冶の関係」、前掲元木健・田中萬年編著所収。